

クリーンな快適都市いわくらをめざして

第5次岩倉市一般廃棄物処理計画

—ごみ処理計画—

＜推進計画＞

2019（平成31）年度～2023（平成35）年度



い～わくん

岩 倉 市

目 次

	ページ
1 推進計画の位置づけ	1
2 ごみ排出量の減量目標と見込み	
(1) 減量目標	2
(2) ごみ排出量の見込み	3
(3) ごみ処理費の推移	4
3 施策内容	
方針1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量・資源化の一層の推進	
○広報・インターネット等を用いた積極的で分かりやすい情報の提供	5
○環境教育の推進と環境意識向上に向けた施策の展開	5
○自己処理責任の啓発・指導	7
○事業者への指導・支援	9
○ごみ処理費用負担の適正化	11
方針2 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進	
○分別収集・集団回収等の推進	12
○生ごみ等の資源化及び食品ロス削減の推進	15
○事業者のリサイクル・減量化推進のための指導	17
○適正包装の普及・推進、古紙類資源化の推進	19
○公共施設におけるリサイクル・減量化の推進	21
方針3 環境配慮型のごみ処理システムの推進	
<収集運搬>	
○集積場所の適正な管理	22
○収集運搬システムの整備	22
<中間処理>	
○ごみ処理の安定化	24
○環境へ配慮した適正処理の実施	24
○ごみ処理費用負担の適正化	24
○ごみ処理施設の適切な管理運営	25
○分別品目の見直し	26
○資源化に伴うコストの検討	26

<最終処分>

○埋立量の削減	2 7
○環境へ配慮した最終処分の実施	2 7

方針4 清潔で美しいまちづくりの推進

○良好な生活環境の保持	2 8
○岩倉市公共施設アダプトプログラム（里親制度）の推進	2 9
○クリーンチェックいわくらの推進	3 0

4 その他の適正処理計画

○特別管理一般廃棄物への対応	3 1
○その他の適正処理困難物・排出禁止物への対応	3 2
○在宅医療廃棄物への対応	3 3
○災害時に発生するごみの適正処理への対応	3 4
○不法投棄防止対策	3 5

5 計画の推進

（1）市民の役割	3 7
（2）事業者の役割	3 7
（3）市の役割	3 7
（4）計画の進行管理	3 8
○岩倉市環境審議会	3 8
○岩倉市廃棄物減量等推進協議会	3 9

（参考）循環型社会づくりに向けた関係法律	4 0
岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	4 1
岩倉市清潔で美しいまちづくり条例	4 7

1 推進計画の位置づけ

「第5次岩倉市一般廃棄物処理計画」は、2019年度（平成31年度）から2028年度（平成40年度）までを見通した総合的な計画であり、長期的な視点に立ち、今後のごみ処理施策の基本的な方針を示した「基本計画」と、その具体的な推進方策を示した「推進計画」（5か年）及び単年度の「実施計画」からなります。

本推進計画は、基本計画に盛り込まれているごみ処理施策の目標の達成に向けて、市民・事業者・市が一体となって、ごみの減量化・資源化、適正処理に取り組んでいくときの指針となるものです。

本推進計画は、2016年度（平成28年度）から2018年度（平成30年度）までを計画期間とした前推進計画を引き継ぎ、「第5次岩倉市一般廃棄物処理計画」の前期の推進計画として、2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの間に実施すべきごみ処理施策の体系を示すとともに、個々の事業ごとの目的、条例根拠、事業計画を具体的に示すものです。

2 ごみ排出量の減量目標と見込み

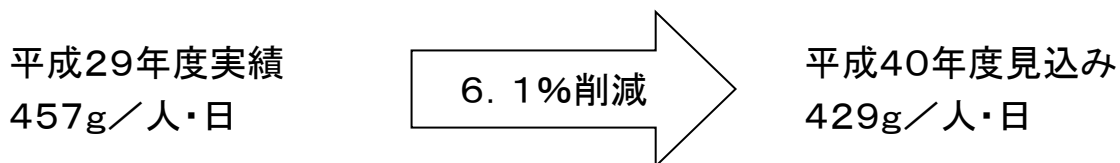
(1) 減量目標

ごみの減量・資源化のためには、市民・事業者・市が、それぞれの立場で考え、それぞれの役割に基づいて行動していくことが必要です。そこで共通した具体的な目標として、排出量の見込みに基づいて、ごみ減量・資源化の数値目標を次のとおり設定します。

(1) 収集ごみの減量目標

目標年度:平成40年度

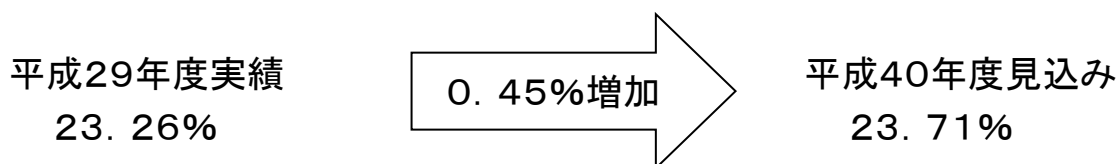
家庭系ごみの1人1日当たりの排出量6.1%削減をめざします



(2) 資源化目標

目標年度:平成40年度

資源化率（公共分）※ 0.45%増加をめざします



※資源化率

本計画において資源化率とは、
$$\frac{\text{収集資源物} + \text{集団回収量}}{\text{収集ごみ量} + \text{収集資源物} + \text{集団回収量}}$$
とします。

なお、「公共分」とは、市が実施する分別収集や子ども会等が実施する廃品回収によって回収される資源物を指します。

資源化率は近年減少傾向にありますが、これは民間での自主回収の実施や回収拠点の設置が進んでいることによるものと考えられ、実際の市民全体としての資源排出量は、市で把握している数量(公共分)よりも多いことが推測されることから、民間事業者による資源回収量の別途把握に努めるものとします。

(2) ごみ排出量の実績と見込み

単位:人・トン

単位:千人

	実績										見込み										
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
年度末人口	48,935	48,772	48,394	47,993	47,658	47,474	47,686	47,656	48,000	47,849	47,596	47,118	46,643	46,499	46,353	46,207	46,061	45,907	45,709	45,512	45,315

収集 ごみ 量 A	可燃ごみ	8,214	7,956	7,769	7,704	7,543	7,456	7,421	7,362	7,230	7,199	7,123	7,017	6,914	6,857	6,801	6,746	6,693	6,635	6,573	6,512	6,468
	粗大ごみ	51	59	49	45	44	53	50	63	58	57	52	52	51	51	51	51	51	50	50	50	50
	不燃ごみ	965	948	962	898	862	856	812	813	775	726	712	688	683	662	660	641	641	620	617	598	597
	埋立ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	9,230	8,963	8,780	8,647	8,449	8,365	8,283	8,238	8,063	7,982	7,887	7,757	7,648	7,570	7,512	7,438	7,385	7,305	7,240	7,160	7,115
直搬 ごみ	可燃ごみ	1,512	1,632	1,466	1,583	1,331	1,346	1,327	1,347	1,436	1,437	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441	1,441
	粗大ごみ	163	130	109	101	126	143	139	144	159	163	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137
	不燃ごみ	57	68	41	34	28	28	20	26	25	22	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	埋立ごみ	125	116	1	4	2	2	1	1	8	118	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	計	1,857	1,946	1,617	1,722	1,487	1,519	1,487	1,518	1,628	1,740	1,606	1,606	1,606	1,606	1,606	1,606	1,606	1,606	1,606	1,606	1,606
収集 + 直搬 ごみ 量	可燃ごみ	9,726	9,588	9,235	9,287	8,874	8,802	8,748	8,709	8,666	8,636	8,564	8,458	8,355	8,298	8,242	8,187	8,134	8,076	8,014	7,953	7,909
	粗大ごみ	214	189	158	146	170	196	189	207	217	220	189	189	188	188	188	188	188	187	187	187	187
	不燃ごみ	1,022	1,016	1,003	932	890	884	832	839	800	748	737	713	708	687	685	666	666	645	642	623	622
	埋立ごみ	125	116	1	4	2	2	1	1	8	118	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	計	11,087	10,909	10,397	10,369	9,936	9,884	9,770	9,756	9,691	9,722	9,493	9,363	9,254	9,176	9,118	9,044	8,991	8,911	8,846	8,766	8,721

家庭系ごみ1人1日 当たりの排出量 A×1,000,000/人・日	515g	503g	497g	494g	484g	483g	476g	474g	459g	457g	454g	451g	448g	446g	444g	441g	438g	436g	434g	431g	429g
---	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

収集 資源 物 B	プラスチック 製容器包装資 源化量	668	639	673	691	692	711	720	723	719	713	712	705	700	696	694	691	691	687	684	681	680
	新聞	422	370	343	296	297	249	211	193	175	164	156	155	154	153	135	135	135	134	117	116	116
	雑誌・雑がみ	305	276	266	226	213	201	177	164	160	160	159	158	157	156	155	155	155	154	153	153	152
	ダンボール	134	145	140	123	115	107	95	91	95	93	92	91	90	90	90	89	89	89	88	88	88
	古着類	86	81	86	88	84	93	80	70	66	66	69	69	68	68	68	67	67	67	67	66	66
	牛乳パック	14	14	12	11	12	11	12	5	5	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	可燃系資源計	961	886	847	744	721	661	575	523	501	487	484	481	477	475	456	454	454	452	433	431	430
	アルミ	28	30	31	28	32	27	23	28	28	23	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	スチール	53	52	50	53	52	51	46	43	42	41	38	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36
	金属・ 小型家電	70	60	56	49	84	138	121	143	145	150	156	155	154	153	152	169	169	168	167	166	166
	びん類(再使 用びん含む)	269	257	253	244	234	234	222	219	215	207	208	206	205	204	203	202	185	184	184	183	182
	ペットボトル	63	61	62	61	61	63	59	60	61	57	56	56	55	55	55	55	55	54	54	54	54
	蛍光管	6	6	6	8	5	8	4	5	2	5	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	不燃系資源計	489	466	458	443	468	521	475	498	493	483	486	482	479	477	475	491	474	471	469	467	466
	計	2,118	1,991	1,978	1,878	1,881	1,893	1,770	1,744	1,713	1,683	1,682	1,668	1,656	1,648	1,625	1,636	1,619	1,610	1,586	1,579	1,576

集団 回収 量 C	新聞	894	839	781	607	585	512	344	406	355	360	354	348	342	336	330	325	319	314	308	303	298
	雑誌・雑がみ	407	395	375	316	293	263	205	216	189	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181
	ダンボール	262	250	223	184	167	153	105	135	119	130	129	127	126	125	124	122	121	120	119	118	116
	古着類	95	88	84	84	75	72	51	52	46	44	43	41	40	39	38	37	36	35	34	32	32
	牛乳パック	5	5	5	4	4	3	2	5	4	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4
	可燃系資源計	1,663	1,577	1,468	1,195	1,124	1,003	707	814	713	731	722	711	702	693	684	674	665	657	648	639	631
	アルミ	8	7	7	5	6	5	2	5	4	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4
	不燃系資源計	8	7	7	5	6	5	2	5	4	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4
	計	1,671	1,584	1,475	1,200	1,130	1,008	709	819	717	736	727	716	707	697	688	678	669	661	652	643	635

収集資源物資源化率 B/(A+B+C)	16.27%	15.88%	16.17%	16.02%	16.41%	16.80%	16.45%	16.15%	16.33%	16.18%	16.34%	16.45%	16.54%	16.62%	16.54%	16.78%	16.74%	16.81%	16.73%	16.83%	16.90%
------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

集団回収量資源化率 C/(A+B+C)	12.84%	12.63%	12.06%	10.23%	9.86%	8.95%	6.59%	7.58%	6.83%	7.08%	7.06%	7.06%	7.06%	7.03%	7.00%	6.95%	6.92%	6.90%	6.88%	6.85%	6.81%
------------------------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

資源化率 (B+C)/(A+B+C)	29.11%	28.51%	28.23%	26.25%	26.27%	25.75%	23.04%	23.73%	23.16%	23.26%	23.40%	23.51%	23.60%	23.65%	23.54%	23.73%	23.66%	23.71%	23.61%	23.68%	23.71%
-----------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

※「直搬ごみ」:直接搬入ごみ

(3) ごみ処理費の推移

年 度		23	24	25	26	27	28	29
人口（人）		47,993	47,658	47,474	47,686	47,656	48,000	47,849
世帯数（世帯）		20,574	20,324	20,439	20,732	20,931	21,233	21,276
一般会計支出 合計（千円）		13,292,661	12,796,680	13,741,526	14,313,164	14,554,532	15,641,717	14,187,961
清掃費（千円）		697,134	646,166	919,637	741,430	576,784	608,954	596,763
割合（％）		5.24	5.05	6.69	5.18	3.96	3.89	4.21
ごみと資源の 収集量（t）		10,517	10,325	10,250	10,049	9,977	9,774	9,660
1人当たり 処理費（円）		14,526	13,558	19,371	15,548	12,103	12,687	12,472
前年度対比	（円）	▲ 228	▲ 968	5,813	▲ 3,823	▲ 3,445	584	▲ 215
	（％）	▲ 1.55	▲ 6.66	42.88	▲ 19.74	▲ 22.16	4.83	▲ 1.69
1世帯当たり 処理費（円）		33,884	31,793	44,994	35,763	27,556	28,680	28,049
前年度対比	（円）	▲ 693	▲ 2,091	13,201	▲ 9,231	▲ 8,207	1,124	▲ 631
	（％）	▲ 2.00	▲ 6.17	41.52	▲ 20.52	▲ 22.95	4.08	▲ 2.20
t当たり処理費 （円）		66,286	62,583	89,721	73,781	57,811	62,303	61,777
前年度対比	（円）	▲ 119	▲ 3,703	27,138	▲ 15,940	▲ 15,970	4,492	▲ 526
	（％）	▲ 0.18	▲ 5.59	43.36	▲ 17.77	▲ 21.65	7.77	▲ 0.84
備 考								

1 人口、世帯数は年度末現在

2 ごみと資源の収集量は、コース収集及び分別収集の収集量を合計したもの

3 清掃費は、し尿処理費を除く

- ・ 2002年（平成14年）4月から粗大ごみ有料戸別収集開始
- ・ 2004年（平成16年）5月から古紙と古着の日開始
- ・ 2005年（平成17年）10月からプラスチック製容器包装資源回収開始
- ・ 2011年（平成23年）7月から清掃事務所にて日曜資源回収ステーション開始
（2012年（平成24年）6月から消防署東側防災公園でも開始）
- ・ 2012年（平成24年）4月から金属・小型家電として小型家電の収集開始
- ・ 2015年（平成27年）4月から常設型資源回収ステーション「e-ライフプラザ」を開設
- ・ 2015年（平成27年）4月から小牧岩倉エコルセンター稼動開始

3 施策内容

方針1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量・資源化の一層の推進

○広報・インターネット等を用いた積極的で分かりやすい情報の提供

○環境教育の推進と環境意識向上に向けた施策の展開

広報、ホームページ、スマートフォンアプリ、パンフレット、イベント等様々な機会をとらえて積極的に環境・廃棄物処理についての情報を分かりやすく提供します。また、3Rや「もったいない精神」をより生活に活かすため、環境教育の推進と環境意識向上に向けた施策を展開していきます。

施策の基本的方向

ごみ減量・資源化に向けての第一歩は、ごみを排出する一人ひとりが、家庭、職場、地域における生活の様々な局面で、ごみの排出を抑えて資源化を進めることを意識し、実行することから始まります。そのためには、余分なものの購入を控え、ごみを家庭に持ち込まないようなライフスタイルや、従来伝統的に息づいてきた「もったいない精神」を再認識し、ものを大切に長く使うライフスタイルへの切替えが必要です。このため、積極的で分かりやすい情報の提供、啓発・PR活動等を様々な手段で分かりやすく市民に知らせるとともに、「親子ごみ探検教室」や「大人の社会見学」などごみの行方の現場を見学する勉強会を開催し、また、小中学校や生涯学習講座に職員を講師として派遣しごみ減量・リサイクル等に関心を持ち、実践活動を行う市民の拡大に努めていきます。さらに、環境にやさしい活動に関する講座の開催等を通して、環境委員の意識の向上を図るとともに、環境委員をサポートする人材の養成に努めていきます。

条例根拠

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 3 条 市の責務

事業計画

① 情報の提供、啓発・PRの実施

広報、ホームページ、スマートフォンアプリ、パンフレット、地区の回覧板、ポスター、イベントなど様々な機会をとらえて、ごみ減量・資源化に係る情報の提供、啓発・PRを様々な手段で分かりやすく行います。

市民主体によるごみ排出抑制に結びつく組織づくりを支援し、市民と市が協働してごみ排出抑制に取り組んでいきます。

② 施設見学等の実施

親子ごみ探検教室、大人の社会見学、小学生や市政モニター等の清掃事務所見学受け入れを今後も継続し、ごみ減量・リサイクル等に関心を持ち、実践活動を行う市民の拡大に努めていきます。

③ 授業、講座、イベント、講演等

小中学校の授業や講座に講師として職員を派遣するほか、環境フェアやフリーマーケット、環境問題に関する講演会やイベント、出前講座の開催に努めていきます。

④ 市民主体の組織づくり

ごみ問題に取り組む市民団体・NPOなどの団体の活動を促進し、市民主体の組織づくりを支援していきます。

⑤ エコファミリー認定事業

ごみ減量やリサイクルなどを効果的に実践している家庭を「エコファミリー」として認定し、広報・ホームページで紹介し、環境にやさしい生活術の普及拡大を図ります。

⑥ 意見・情報の募集

ホームページ、市民の声等を利用して、市民の意見が市政運営に反映できるシステムづくりを進めます。

また、本計画に基づき実施した施策の効果などを公表し、さらに効果を上げるための改善策や提案を募集します。

事業名	平成30年度現況	平成35年度達成目標
情報の提供、啓発・PRの実施	積極的な情報の提供、啓発・PRの実施	継 続
施設見学等の実施	親子ごみ探検教室、清掃事務所見学、大人の社会見学の実施	継 続
授業、講座、イベント、講演等	環境フェアやフリーマーケットの実施 講師の派遣と講演会等の開催	継 続
市民主体の組織づくり	実 施	継 続
エコファミリー認定事業	実 施	継 続
意見・情報の募集	実 施	継 続

○自己処理責任の啓発・指導

市民においては環境に配慮したライフスタイルへの見直しを促すとともに、事業者においては排出者としての自己処理責任を基本として、ごみの排出抑制やリサイクルを計画的に推進するよう指導・助言します。

施策の基本的方向

ごみの発生抑制を行うためには、市民・事業者・市のそれぞれが自らの責務を果たすことが重要です。

市民においては、環境に配慮したライフスタイルへの見直しを進めることにより、従来の大量消費型社会から、ものを大切に長く使うライフスタイルへ切り替えるとともにリデュース・リフューズ、リユース、リサイクルの３Ｒ※への関心を喚起し実行することにより、ごみの減量と資源化を社会に定着化させていく必要があります。

事業者においては、排出者責任で自己処理していくことを基本に、廃棄物の適正な管理と計画的な事業系ごみの減量化、資源化を指導していきます。

条例根拠

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第４条 事業者の責務

第５条 市民の責務

第１０条 事業者による廃棄物の減量

第１１条 市民による廃棄物の減量

第１６条 事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理

第１７条 廃棄物管理責任者

第１８条 減量計画書

事業計画

① 市民に対する環境に配慮したライフスタイルへの見直しの啓発

ごみの処理においては、中間処理や最終処分それぞれの段階において環境に対し負荷がかかっています。環境を守るのは市民一人ひとりの心がけであるという認識に立ち、環境に配慮したライフスタイルへの見直しのために、リデュース・リフューズ、リユース、リサイクルの３Ｒを実行するための啓発を広報、ホームページ、スマートフォンアプリ、パンフレット、地区の回覧板、ポスター、イベント等により行っていきます。

② 排出事業者へのごみの減量化・資源化、適正処理の指導

事業用大規模建築物の所有者に対し、減量及び適正処理に関する計画、実績の報告と、

廃棄物管理責任者の設置を求めていくとともに、広く事業系ごみの排出者に対し啓発を行うなどして、排出事業者自らによるごみの減量化・資源化、適正処理が図られるよう指導します。

③ 企業との懇談会の実施

市内主要企業の代表者と懇談し、ごみの減量化・資源化、適正処理が一層進められるよう相互理解の場としていきます。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
市民に対する環境に配慮したライフスタイルへの見直しの啓発	啓発・PRの実施	継 続
排出事業者へのごみの減量化・資源化、適正処理の指導	減量計画書の作成と提出、廃棄物管理責任者の選任の報告	減量計画書の内容を検討し、必要であれば実地確認を行う。廃棄物管理責任者との協議・調整等意見の交換を行う。
企業との懇談会の実施	実 施	継 続

※一般的に 3 R とは、「Reduce（リデュース）物を大切に使う、ごみを減らす」、「Reuse（リユース）繰り返し使う」、「Recycle（リサイクル）再び資源として利用する」の 3 つをさしています。岩倉市では、「Refuse（リフューズ）必要ないものは買わない（断る）、使わない」を「Reduce（リデュース）」と一体的な概念として捉えて、「Reduce・Refuse」、「Reuse」、「Recycle」を 3 R と呼ぶことにしています。【岩倉市環境基本計画より引用】

○事業者への指導・支援

事業者においては、排出者の責任において自己処理していくことを基本に、自らの商品やサービスについて見直し、簡易包装や店頭回収などによって、ごみの排出抑制やリサイクルを推進できるよう指導・支援していきます。

施策の基本的方向

事業者においては、「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」を配布すること等により、自己処理責任を基本に、自らの商品やサービスについて見直し、簡易包装や店頭回収等によってごみの排出抑制を行い、廃棄物の適正な管理と計画的な減量化、資源化ができるよう指導します。また、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の資源化を支援していきます。

条例根拠

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 4 条 事業者の責務

第 10 条 事業者による廃棄物の減量

事業計画

① 「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」の配布

事業者が、自己処理責任を基本に自らの商品やサービスについて見直し、簡易包装や店頭回収等によってごみの排出抑制を行い、廃棄物の適正な管理と計画的な減量化、資源化ができるよう「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」を配布します。

② 事業者による再利用等の促進

資源化が可能な容器等については、製造・販売等事業者が自ら回収し、再利用とリサイクルが図られるよう働きかけていきます。

③ 民間事業者による資源回収量の把握

スーパーマーケット、新聞販売店等では独自に自主回収ルートづくりが行われていますが、その回収量の把握にも努めていきます。

④ 食品廃棄物の資源化の支援

スーパーマーケット、コンビニエンスストア等食品関連業者による食品廃棄物の資源化を支援していきます。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」の配布	「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」の指導等での活用	継 続
事業者による再利用等の促進	広報・事業者向けパンフレット等による P R の実施	継 続
民間事業者による資源回収量の把握	回収量の調査及び報告の依頼	継 続
食品廃棄物の資源化の支援	資源化のための支援等を実施	継 続

○ごみ処理費用負担の適正化

ごみの排出者責任に基づき、ごみ処理費用の負担の適正化を図っていきます。

施策の基本的方向

ごみの減量化を図る観点から、適正なごみ処理費用の負担を求めるための調査・検討をしていきます。

条例根拠

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 4 条 事業者の責務

第 1 2 条 家庭廃棄物の排出等

第 2 0 条 一般廃棄物処理手数料

第 2 1 条 手数料の減免

事業計画

① ごみ処理費用負担の適正化

ごみ処理費用負担については、ごみの減量化・資源化の促進を図りつつ、適正な費用負担を求めるための調査・検討をしていきます。

② 粗大ごみの有料戸別収集

2002 年（平成 14 年）4 月から実施している粗大ごみ有料戸別収集は、市民に定着しており、継続して実施します。

③ デポジット制度導入の要望

デポジット制度の導入については、引き続き市長会等を通じて国及び県に要望していきます。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
ごみ処理費用負担の適正化	調査・検討	継続
粗大ごみの有料戸別収集	実施	継続
デポジット制度導入の要望	実施	継続

方針 2 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進

○分別収集・集団回収等の推進

ごみの減量と資源化を一層推進するため、分別収集を継続して実施していきます。また、資源の集団回収等市民レベルでのごみの減量化・リサイクル活動を支援していきます。

施策の基本的方向

本市の分別収集は 1979 年（昭和 54 年）から、市内で実施されてきました。分別収集は資源をごみから分別することによるごみの減量とともに、地域の役員等の協力により排出者自らが分別する方式であり、循環型社会形成に向けての意識啓発のみならず、地域コミュニティの醸成にも有意義です。

2011 年（平成 23 年）から開始した日曜資源回収に加えて、2015 年（平成 27 年）には常設型資源回収ステーション「e-ライフプラザ」を開設し、市民の資源排出機会を拡大しました。また、e-ライフプラザの開設に併せ家庭から排出される廃食用油の回収を始め、2019 年（平成 31 年）には羽毛ふとんの回収も開始しました。さらなる資源化率の向上のため市民への周知に努めていきます。

資源の集団回収は、市民の自発的な活動により進められており、資源化の推進のみならず、市民のごみ問題に対する意識の向上と地域コミュニティの醸成からも有意義であることから、より多くの市民の参加が望まれます。資源化による廃棄物の減量と市民意識の高揚のため、資源集団回収を支援していきます。

事業者による資源回収の促進、資源循環型の資源化ルートの整備等中長期の視点を持ち、今後とも分別の徹底と収集品目の見直しなどを検討しつつ推進していくことが必要です。

条例根拠

（岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）

第 3 条 市の責務

第 4 条 事業者の責務

第 5 条 市民の責務

第 9 条 市による廃棄物の減量

第 11 条 市民による廃棄物の減量

第 12 条の 2 収集又は運搬の禁止等

事業計画

① 分別収集の推進

本市の分別収集は 1979 年（昭和 54 年）から、市内で実施されてきました。地域にお

ける分別収集は、資源をごみから分別することによるごみの減量とともに、地域の役員等の協力により排出者自らが分別する方式であり、循環型社会形成に向けての意識啓発のみならず、地域コミュニティの醸成にも有意義であるため、今後も継続して実施していきます。

また、e-ライフプラザにおいては、2015 年（平成 27 年）4 月から家庭から排出される廃食用油の回収を、2019 年（平成 30 年）1 月から羽毛ふとんの回収を始めました。

② 分別ルールの周知・徹底

ごみの減量化を進めるためには、ごみと一緒に排出される資源を減らさなければなりません。そのために、分別ルールを分かりやすく市民周知し、資源化できるものがごみに混入して排出されないよう分別を徹底します。また、プラスチック製容器包装資源の適正な出し方の啓発、燃やすごみに混入されがちな雑がみの資源化に努めます。

③ 日曜資源回収及び e-ライフプラザの実施

多種多様化している現代社会のライフスタイルにおいては、平日の朝実施される分別収集に出すことが難しい市民もいるのが現状です。日曜資源回収や e-ライフプラザは、こうした市民ニーズに合わせ、かつ資源の有効利用を図るため、分別収集に出すことが難しい人を対象として利便性を図るものであり、今後も継続して実施していきます。

④ 安定した資源物の回収ルートの確保

安定した資源物の回収ルートが確保できるよう資源分別の徹底と拡大に努めます。また、資源回収業者、資源問屋、再生事業者間の連絡調整に必要な役割が果たせるよう努めます。

⑤ 資源物持ち去りの禁止

分別収集に出された資源物の持ち去りに対しては、岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき禁止命令を出すなど厳正に対処し、市民が安心して排出できる環境を維持します。

⑥ 資源集団回収の推進

資源集団回収の推進のため、資源物の引取り価格等の状況を見極めながら助成金を交付し、円滑な回収を促進します。また、回収量が減少傾向にあるため、実施団体数の増加や回収活動の充実を図るとともに、助成内容の見直しについて調査・研究を行います。

⑦ 小型家電のリサイクルの推進

資源の有効活用や安定的な確保につなげるため「金属・小型家電」としての収集を推進していきます。

⑧ 家電 4 品目とパソコンの処理方法の周知

家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は特定家庭用機器再商品化法、パソコンは資源の有効な利用の促進に関する法律及び小型家電リサイクル法によりそれぞれ適正に処理することが定められています。これらの処理方法を分かりやすく市民周知していきます。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
分別収集の推進	平成 29 年度の分別収集（古紙と古着の日、日曜資源回収を含む。）における資源回収量 966t （分別収集品目は 14 分類 22 種類） 羽毛ふとんの回収を開始	継 続
分別ルール of 周知・徹底	広報・スマートフォンアプリ等による分別ルールの周知	分別ルールの周知を継続し、分別の徹底を図る
日曜資源回収及び e-ライフプラザの実施	市内 2 か所（e-ライフプラザ、消防署東側防災公園）にて実施	継 続
安定した資源物の回収ルート of 確保	分別 of 徹底による資源化ルートの確保	継 続
資源物持ち去りの禁止	条例に基づき厳正に対処	継 続
資源集団回収 of 推進	平成 29 年度回収団体登録数 40 団体 平成 29 年度回収量 736t	継 続
小型家電 of リサイクルの推進	金属・小型家電として収集を実施	継 続
家電 4 品目とパソコン of 処理方法の周知	広報等による周知	継 続

○生ごみ等の資源化及び食品ロス削減の推進

ごみの減量化、資源化の観点から、生ごみや樹木の剪定枝、落ち葉の資源化・堆肥化の調査研究を行い、また、まだ食べられるのに廃棄される食品である、食品ロスの削減を推進します。

施策の基本的方向

生ごみ（厨芥類）については、燃やすごみに占める割合が一番多いため、減量化・資源化を重要課題として取り組んでいく必要があります。家庭や公共施設の生ごみを減量し、資源化を進めるため、ばかしによる堆肥化や生ごみ処理機の普及拡大を図るとともに、生ごみや樹木の剪定枝、落ち葉の資源化・堆肥化に向けた調査・研究を進めます。また、市民団体との協働による生ごみリサイクルシステムの確立をめざします。

食品ロスの削減については、市民と事業者の協力が不可欠となります。広報等で周知啓発を行い、また、フードドライブの定期的な実施等によって食品ロス削減を進めます。

条例根拠

（岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）

第 3 条 市の責務

第 4 条 事業者の責務

第 5 条 市民の責務

第 11 条 市民による廃棄物の減量

事業計画

① 生ごみ処理機購入補助金

家庭から出る生ごみを減量し、資源としていくために、生ごみ処理機の購入を助成し、その普及拡大を図ります。

② 公共施設用生ごみ処理機やコンポスト等の普及

公共施設から排出される生ごみの減量化・資源化に努めます。

③ ばかしの普及と使用促進

EMばかしの普及と使用促進に努めます。

④ 剪定枝の資源化

公共施設については、学校や公園などの樹木剪定をシルバー人材センターへ委託する際には、剪定枝をチップパーにより処理を行い、堆肥利用や公共施設の植栽帯に敷くなどしてごみの減量を図っていきます。

今後は、小牧市、小牧岩倉衛生組合と調整を図り、一般市民の剪定枝の資源化についても調査・研究を進めていきます。

⑤ 落ち葉の堆肥化の促進

落ち葉の堆肥化について市民等に働きかけていきます。

⑥ フラワーリサイクル事業（※１）の実施

市民団体との協働により、平成２５年度から実施している生ごみリサイクルシステム（フラワーリサイクル事業）を継続するとともに、生ごみの資源化の方法についてさらなる調査・研究を進めていきます。

⑦ 食品ロス削減の推進

広報等を通じて市民や事業者へ周知啓発等を行い、食品ロス削減を推進します。

⑧ フードドライブ（※２）の実施

定期的にフードドライブを実施します。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
生ごみ処理機購入補助金	平成 11～29 年度補助実績 コンポスト 78 台(21 年度から 打ち切り)、電動生ごみ処理機 462 台、計 540 台	P R を図り、普及に努める
公共施設用生ごみ処理機 やコンポスト等の普及	小・中学校 2 か所 給食センター 1 か所	食育教育と関連づけながら普 及促進に努める。
ばかしの普及と使用促進	年 400kg 程度を製造・販売	市民農園利用者等への P R を 図り、普及に努める。
剪定枝の資源化	シルバー人材センターにて資 源化を行っている。	家庭からの剪定枝のリサイク ルに向けた調査・研究
落ち葉の堆肥化の促進	清掃事務所において試験的に 実施しており、腐葉土として 活用できることが分かった が、堆肥化しにくい植物の葉 もあり、調査・研究が必要	調査・研究
フラワーリサイクル事業 の実施	市民団体と協働でフラワーリ サイクル事業を実施	継 続
食品ロス削減の推進	調査・研究	実 施
フードドライブの実施	環境フェアの一環として実施 【平成 30 年度実績】 お米 325 k g、その他缶詰、 レトルト食品、乾物、お菓子、 飲料等 18.5 k g 計 94 点	継 続

※１ 市と市民団体と市民の協働により、家庭から出る生ごみを堆肥化してごみ減量を図るとともに、堆肥を活用した花苗づくりを行い、花のあるまちづくりをめざす事業

※２ 家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動

○事業者のリサイクル・減量化推進のための指導

減量計画書の提出を義務付けられている事業用大規模建築物の所有者に対して、状況に応じて提出時の指導を行うとともに、これ以外の事業者に対しても減量計画書を作成してもらうよう努めます。また、小牧岩倉衛生組合におけるごみ内容物調査の結果をもとに、許可業者や事業者に対し指導を行います。

施策の基本的方向

事業者は排出した廃棄物を自らの責任において自己処理しなければなりません、同時にごみの減量化・資源化を進めなければなりません。

減量計画書の提出を義務付けられている事業用大規模建築物の所有者に対して、今後も状況に応じて提出時の指導を行うとともに、これ以外の事業者に対しても減量計画書を作成してもらうよう努め、廃棄物の適正な管理と、計画的な事業系ごみの減量化・資源化を指導していきます。

条例根拠

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 4 条 事業者の責務

第 10 条 事業者による廃棄物の減量

第 16 条 事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理

第 17 条 廃棄物管理責任者

第 18 条 減量計画書

事業計画

① 減量計画書提出時の指導

事業用大規模建築物の所有者から提出された減量計画書の内容を検討し、状況に応じ提出時の指導を行います。事業用大規模建築物の所有者に対し、減量及び適正処理に関する計画、実績の報告と、廃棄物管理責任者の設置を求めていくとともに、広く事業系ごみの排出者に対し啓発を行っていきます。

② 事業用大規模建築物の所有者以外の事業者への指導

事業用大規模建築物の所有者以外の事業者に対しても減量計画書を作成してもらうことにより、排出事業者自らによるごみの減量化・資源化、適正処理が図られるよう努めます。

③ 小牧岩倉衛生組合におけるごみ内容物調査の結果による許可業者等への指導

小牧岩倉衛生組合では、ごみの搬入許可業者に対して随時搬入したごみの内容物を調査しています。この結果をもとに許可業者及び事業所に対し指導を行っていきます。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
減量計画書提出時の指導	減量計画書の作成と提出	減量計画書の内容を検討し、必要な場合は指導を行う。
事業用大規模建築物の所有者以外の事業者への指導	個別の事案ごとに適正な処理を指導	減量計画書の作成を依頼する。
小牧岩倉衛生組合におけるごみ内容物調査の結果による許可業者等への指導	実 施	継 続

○適正包装の普及・推進、古紙類資源化の推進

商品包装の適正化やレジ袋有料化の拡大、古紙類の資源化を推進していきます。

施策の基本的方向

ごみとして排出される容器や包装を減らすために、商品購入の際に簡易包装の商品を選び、買い物袋（マイバッグ）の持参を広げていく取組が必要です。

2008 年（平成 20 年）10 月から 10 年間継続して行っている市内のスーパー等小売店でのレジ袋有料化の取組では、これまで目標となるレジ袋辞退率 80%を上回る成果が出ており、直近の平成 30 年度の上半期では 90.2%となっています。近年問題となっているプラスチック製品による海洋汚染問題への対応も視野に入れつつ、今後さらに商品包装の適正化やレジ袋有料化の拡大、古紙類の資源化を一層推進していきます。

また、リサイクルがシステムとして機能し資源循環を円滑に行うために、資源の分別と回収・再生ルートの整備に伴って再生された商品（再生品）の製造・販売・使用の促進を図るとともに、環境負荷の少ない環境配慮型の製品（エコ製品）の購入・使用に努めていきます。

条例根拠

（岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）

第 3 条 市の責務

第 5 条 市民の責務

第 10 条 事業者による廃棄物の減量

事業計画

① レジ袋有料化等適正包装の普及・推進

2007 年（平成 19 年）4 月から施行されている改正容器包装リサイクル法には、レジ袋削減対策をはじめとする容器包装廃棄物の排出抑制の促進が定められています。この法改正に基づき、2008 年（平成 20 年）10 月から市内のスーパー等小売店でレジ袋有料化の取組を開始し、これまで継続して目標となる 80%を上回る成果が出ています。この取組を拡大・推進するため、小売店等に対し、適正包装やマイバッグ持参の普及・促進（マイバッグキャンペーン）を働きかけていく一方で、近年問題となっているプラスチック製品による海洋汚染問題に伴うレジ袋有料化の義務化の動きへの対応も図ります。

② 古紙類資源化の推進

古紙類（新聞、雑誌と雑がみ、ダンボール、牛乳パック）の資源化を推進していきます。特に、燃やすごみの中に混入されやすい雑がみについては、雑がみ用袋の配布等に

より施策を強化し、リサイクルを一層推進します。

③ 再生品や環境配慮型の製品の使用促進

市民、事業者への情報提供、周知・啓発により、再生品の製造・販売・使用の促進を図るとともに、環境負荷の少ない環境配慮型の製品（エコ製品）の購入・使用を促すよう努めていきます。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
レジ袋有料化等適正包装の普及・推進	平成 30 年 4 月から 9 月までのレジ袋平均辞退率 90.2%	レジ袋の有料化を小売店等へ拡大・推進する。
古紙類資源化の推進	実 施	継 続
再生品や環境配慮型の製品の使用促進	市民・事業者への広報等による P R の実施	継 続

○公共施設におけるリサイクル・減量化の推進

公共施設から発生する資源の回収を推進し、市民や事業者の模範となるようなごみの減量化・資源化を推進していきます。

施策の基本的方向

ごみの減量化・資源化を推進していくためには、まず岩倉市自らが減量化・資源化に率先して取り組み、市民や事業者の模範とならなければなりません。そのため、公共施設から発生する資源を一層回収する必要があります。今後も更なるごみの減量化・資源化に向けて積極的に施策を展開していきます。

条例根拠

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 3 条 市の責務

事業計画

① 公共施設から発生するごみの減量化・資源化の一層の推進

ごみの減量化・資源化を推進していくためには、まず岩倉市自らが減量化・資源化に率先して取り組み、市民や事業者の模範とならなければなりません。そのため、公共施設から発生する資源を一層回収するよう推進していきます。特に給食センターから発生する残渣については、生ごみ処理機での自己処理によって減量化を図ります。

② 公共施設の再生品使用の推進

本市において購入する物品等はできるだけグリーン購入法の趣旨に従い、再生品の使用を推進していきます。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
公共施設から発生するごみの減量化・資源化の一層の推進	実施	継続
公共施設の再生品使用の推進	実施	継続

方針3 環境配慮型のごみ処理システムの推進

<収集運搬>

○集積場所の適正な管理

○収集運搬システムの整備

集積場所の適正な維持管理に努めるとともに、効率的な収集運搬が行えるシステムの整備に努めます。

施策の基本的方向

各家庭からのごみ及び資源の排出と市による収集の接点である集積場所は、市民と市との協働により清潔・安全かつ適正な維持管理に努め、ごみ出しルールが守られていない場合等は、必要に応じて指導やパトロール等を実施していきます。また、車両の低公害車化、清掃事務所の管理運営、コース収集の民間委託化等効率的な収集が行えるようなシステムの整備に努めるとともに、各事業者からのごみ及び資源については、許可業者等の効果的な収集が行えるようなシステムの整備に向けた調査・研究を行います。

条例根拠

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 3 条 市の責務

第 5 条 市民の責務

第 12 条 家庭廃棄物の排出等

事業計画

① 集積場所の適正な管理

集積場所については行政区の協力を得ながら「管理する人が出す、出す人が管理する」という市民による管理を基本とし、市民・市の役割分担により良好な管理と改善に努めていきます。また、集積場所に出されたルール違反のごみに対しては、看板の設置等によるルールの啓発を基本としつつ、防犯カメラの設置も視野に入れた対策を行っていきます。

② 車両の低公害車化

現在、市が保有している塵芥収集車はすべてNO_x・PM法の規制に適合していますが、今後塵芥収集車の買い替えに当たっては車両の低公害車化を進めていきます。また、委託業者及び許可業者に対しても同様に指導していきます。

③ ごみ減量化・資源化の拠点としての清掃事務所の管理運営

循環型社会への転換に向け、ごみの減量化と資源化について、市民・事業者・市が総

合的・調整的に施策を進めるため、清掃事務所をごみ問題の総合窓口及び拠点施設として管理運営を行っていきます。なお、2015 年（平成 27 年）4 月に常設型資源回収ステーションとして開設した e-ライフプラザは、年々市民の利用が増加し、分別やリサイクルについて直接市民とふれあい周知啓発できる場として機能しています。

④ 効率的な収集・運搬のためのシステムの整備（家庭系ごみは市及び委託業者による収集、事業系ごみは許可業者等による収集）

効率的な収集・運搬を実施するため、コース収集について見直しを図るとともに、民間委託についても計画的に進めていきます。また、事業系のごみについても、分別の徹底を図り、併せて、許可業者等による適正な収集が行えるようなシステムの整備に向けた調査・研究を行います。

⑤ 排出が困難な高齢者等への対応の検討

今後、高齢化社会がさらに進むことが予想されるため、集積場所や分別収集集積場への排出が困難な高齢者等の世帯に対してヘルパーやボランティアと連携した戸別収集体制を整備します。

事 業 名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
集積場所の適正な管理	集積場所の市民・市の役割分担による管理と改善を実施	継 続
車両の低公害車化	実 施	継 続
ごみ減量化・資源化の拠点としての清掃事務所の管理運営	e-ライフプラザを開設し、ごみ問題の総合窓口、拠点施設としての機能を持つよう管理運営	継 続
効率的な収集・運搬のためのシステムの整備（家庭系ごみは市及び委託業者による収集、事業系ごみは許可業者等による収集）	コース収集の見直しの実施、4 コースを民間に委託済み	継 続
排出が困難な高齢者等への対応の検討	要望のある世帯で個別対応により実施	戸別収集体制を整備する。

＜中間処理＞

○ごみ処理の安定化（小牧岩倉衛生組合）

小牧岩倉エコルセンターでは適正な維持管理を行うことにより、安定したごみ処理を行うとともに、さらなる資源化を推進し、熱エネルギーの回収に努めます。市では、ごみ減量・資源化を積極的に進め、ごみ処理量の削減に協力します。

小牧岩倉エコルセンターで安定したごみ処理を行うことができるよう、市においてごみ減量・資源化を積極的に進めるとともに、ごみ処理量の削減に協力します。

ごみ熔融熱を利用した発電を行うとともに、小牧市老人福祉センター・温水プール等でエネルギーを使用し、有効活用を図ります。

○環境へ配慮した適正処理の実施（小牧岩倉衛生組合）

小牧岩倉エコルセンターにおける熔融炉の運転に当たっては、周辺への環境に配慮し、ダイオキシン類をはじめとした大気汚染物質等の排出等を抑制するとともに、測定結果を積極的に公開します。

小牧岩倉エコルセンターにおける熔融炉の運転に当たっては、周辺への環境に配慮して行い、ダイオキシン類をはじめとした大気汚染物質の排出等を抑制します。

また、これらの排出量を定期的に測定し、測定結果が基準に適合するかを常に確認するとともに積極的に公開していきます。

○ごみ処理費用負担の適正化（小牧岩倉衛生組合）

小牧岩倉エコルセンターへ搬入する許可業者等に対しては搬入時に処理手数料を徴収していますが、費用負担の適正化を図るために調査・検討を行います。

小牧岩倉エコルセンターへ搬入する許可業者等に対しては搬入時に処理手数料（200 円／10kg）を徴収しています。今後も費用負担の適正化を図るために調査・検討を行います。

○ごみ処理施設の適切な運営管理（小牧岩倉衛生組合）

小牧岩倉エコルセンターの施設更新工事は、2011 年（平成 23 年）7 月から始まり、2015 年（平成 27 年）3 月に完成し、ストックヤード等周辺施設の整備工事についても 2019 年（平成 31 年）3 月に完了しました。
--

施策の基本的方向

旧環境センターの更新施設として、ごみ溶融施設、ごみ破碎施設及び管理棟の建設を行い、2015 年（平成 27 年）3 月に完成しました。また、ストックヤード等周辺施設の整備工事についても 2019 年（平成 31 年）3 月に完了しました。引き続き、ごみ処理施設の適切な管理運営を行います。

なお、ごみの出し方等については、施設更新を受けて、小牧市と連携・協力し、調査・研究していきます。

○分別品目の見直し

○資源化に伴うコストの検討

ごみの減量化、資源化の観点から、資源化に伴うコストを比較検討したうえで、必要に応じ分別品目の見直しをしていきます。

施策の基本的方向

ごみの減量化、資源化の観点から、分別品目の見直しをしていきます。リサイクル（資源化）にはある程度費用はかかりますが、この中でも資源化に伴うコストを比較検討し、よりよいリサイクル方法を研究していきます。

条例根拠

（岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）

第 3 条 市の責務

第 4 条 事業者の責務

第 5 条 市民の責務

第 11 条 市民による廃棄物の減量

第 12 条 家庭廃棄物の排出等

第 20 条 一般廃棄物処理手数料

第 21 条 手数料の減免

事業計画

① 分別品目の見直し

ごみの減量化、資源化の観点から、資源化できるものについての情報を積極的に収集し、分別品目の見直しの検討を重ねていきます。2019 年（平成 31 年）1 月より、e-ライフプラザで羽毛ふとんの回収を開始しました。

② 資源化に伴うコストの検討

資源化に必要な中間処理や資源の引取りに際しては、複数の再生事業者から見積りを徴収するなど、資源化に伴うコストを比較検討し、よりよいリサイクル方法を研究していきます。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
分別品目の見直し	羽毛ふとんの追加	継続
資源化に伴うコスト検討	複数の見積りを徴収しコスト比較を行っている。	継続しつつ、よりよい方法を研究する。

<最終処分>

○埋立量の削減（小牧岩倉衛生組合）

施設が新しく更新されたことによる、メタル、スラグの利用と徹底した資源化により埋立量の削減を図っていきます。

現在の環境センター処分場は、1998年（平成10年）4月から供用を開始していますが、平成29年度末現在の埋立率は73.29%（実埋立容量267,700 m³に対し埋立量196,197.86 m³）となっています。

今後は、施設が新しく更新されたことによる、メタル、スラグの利用と徹底した資源化により大幅な埋立量の削減を図っていきます。

○環境へ配慮した最終処分の実施（小牧岩倉衛生組合）

環境センター処分場における埋立処理は大きく減少しますが、周辺の環境への配慮は今後も継続して実施していきます。

環境センター処分場における埋立処理の実施に当たっては、周辺への環境に配慮して行い、処分場からの浸出水については水処理施設において有害物質を取り除いた後直接下水道に放流する等、周辺環境を悪化させることのないように処理しています。

また、これらの数値を定期的に測定し、測定結果が基準に適合するかを常に確認するとともに積極的に公開していきます。

方針 4 清潔で美しいまちづくりの推進

○良好な生活環境の保持

岩倉市清潔で美しいまちづくり条例に基づき、環境美化に対する意識の啓発を図るとともに、良好な生活環境の確保に関する施策を実施します。

施策の基本的方向

本市では2002年（平成14年）4月から岩倉市清潔で美しいまちづくり条例を施行しています。この条例に基づき、環境美化に対する意識の啓発等を図り、良好な生活環境の確保に必要な施策を実施していきます。

条例根拠

（岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）

第 6 条 清潔の保持

（岩倉市清潔で美しいまちづくり条例）

第 3 条 市の責務

事業計画

① 良好な生活環境の保持

環境美化に対する意識の啓発を図るとともに、良好な生活環境の確保に関する施策を実施します。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
良好な生活環境の保持	クリーンアップ五条川、クリーンチェックいわくら、タバコポイ捨て防止マナーアップキャンペーンなどの環境美化活動の実施	継 続

○岩倉市公共施設アダプトプログラム（里親制度）の推進

市民や事業者が身近な公共空間である公園、道路等の公共施設の里親となり、美化及び清掃を行い、ボランティアで管理していくアダプトプログラム（里親制度）を推進します。

施策の基本的方向

公共空間の清掃・美化は、地域に暮らす市民や事業者と市が協働して取り組んでこそ成果が出るものです。本市では、2003 年（平成 15 年）4 月から身近な公共空間である公園、道路等の公共施設の美化及び清掃について、市民や事業者が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム（里親制度）事業を実施しています。今後も、事業の拡大を図り、地域への誇りと愛着を育み、清潔で美しいまちづくりを推進していく必要があります。

条例根拠

（岩倉市清潔で美しいまちづくり条例）

第 5 条 市民等の責務

事業計画

① アダプトプログラム事業

身近な公共空間である公園、道路等の公共施設の美化及び清掃について、市民や事業者が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラムを実施し、まち美化活動から、地域への誇りと愛着を育む、新しいまち美化システムへの拡充を図ります。また、広報等により周知し、一層の里親登録の拡大を図っていきます。

② アダプトプログラムの日の推進

毎年5月30日を「アダプトプログラムの日」と設定し、この日に市内全域でアダプトプログラムを一斉に実施します。また、積極的に活動に取り組む市民や団体に対して表彰等を行い、活動の継続と発展及び他の市民の意識を喚起します。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
アダプトプログラム事業	2018 年（平成 30 年）12 月末現在の登録状況 47 団体（個人参加を含む）、2,272 人	拡大
アダプトプログラムの日の推進	毎年 5 月 30 日を「アダプトプログラムの日」として実施 平成 29 年度（平成 30 年度は雨天中止）は、52 名が参加 表彰 1 団体	継続

○クリーンチェックいわくらの推進

市民及び各団体等の幅広い参加と協力のもとに、ごみ散乱防止等をなくすための環境美化活動を行うクリーンチェックいわくらを推進します。

施策の基本的方向

1992年度（平成4年度）から毎年度継続して実施している「クリーンチェックいわくら」は、多くの市民・事業者と市が協働でごみ散乱防止等をなくすための環境美化活動を実践する機会となっています。今後も身のまわりの環境を美しく快適に保つ意識の発揚に幅広く取り組む必要があります。

条例根拠

（岩倉市清潔で美しいまちづくり条例）

第 5 条 市民等の責務

（岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）

第 4 条 事業者の責務

第 6 条 清潔の保持

事業計画

① クリーンチェックいわくら

環境フェアの開催と連動し、地域のごみと向き合うことで、身のまわりの環境をいつくしむ意識が高められるようキャンペーン活動を展開し、さらに幅広く市民及び各団体等の参加を得て、環境美化意識の発揚が本市内外に発信されるよう努めます。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
クリーンチェックいわくら	平成 30 年度実績 180 団体 7,427 人参加 ごみ回収量 6,220kg	継 続

4 その他の適正処理計画

○特別管理一般廃棄物への対応

特別管理一般廃棄物は適正に処理を行うよう周知・指導を行います。

目 的

一般廃棄物のうち、特別管理一般廃棄物として定められたものは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがある性状を有するものです。

特別管理一般廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等の規定に基づき適正に行う必要があります。

条例等の根拠

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

第 2 条 定義

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 1 5 条 排出禁止物

事業計画

① ばいじん

小牧岩倉エコルセンターで発生する飛灰は、薬剤処理し、安定化、無害化した後、委託処理します。また、一部の集塵灰は委託して山元還元^(※)を行い資源化します。

※山元還元…リサイクルのひとつで、金属成分を含有した廃棄物を鉱山や製錬所の設備を用いてマテリアルリサイクルする方法

② 感染性一般廃棄物

医療機関による管理及び適正処理・処分を指導します。

③ P C Bを含むもの

P C B（ポリ塩化ビフェニル）を含む部品が廃棄された場合は、適正に保管するとともにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などにより整備される処理体制に基づき、定められた期限内に、専門業者に委託し処理をします。

事 業 名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
ばいじん	薬剤処理し、安定化、無害化した後、委託処理（一部資源化）	継 続
感染性一般廃棄物	医療機関による管理及び適正処理・処分を指導	継 続
P C Bを含むもの	定められた期限内に専門業者に委託し処理	継 続

○その他の適正処理困難物・排出禁止物への対応

適正処理困難物と排出禁止物に関して、適正なルートによるごみと資源物の回収・処理を促進していきます。

目 的

家庭から排出されるごみであっても、有害性、危険性があるなどして市による適正な処理が困難なものは少なくありません。このようなものについては、製造、加工、販売等を行う業者に適切な措置を講ずるよう指導・助言をするなどして、その中に含まれる資源物の適正な回収と処理を促進する必要があります。

条例根拠

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 1 4 条 適正処理困難物の指定等

第 1 5 条 排出禁止物

事業計画

① 適正処理困難物の指定

市による適正な処理が困難な廃棄物を順次指定し市民に対し周知を図るとともに、その適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う業者に適切な措置を講ずるよう指導・助言をするなどして回収と処理を促進していきます。

② 排出禁止物

市が行う廃棄物の処理に支障を及ぼす恐れがあるなどして排出を禁止するものについて周知し、その適正な処理を排出者に求めています。また、適切な保管、運搬、処分等についての指導に努めます。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
適正処理困難物の指定	毎年度実施計画に、ガスボンベ類、消火器、バッテリーなど品目を指定して記載し告示、パンフレット等でその引取業者を含めて周知	継 続
排出禁止物	適切な保管、運搬、処分等の指導	継 続

○在宅医療廃棄物への対応

在宅医療廃棄物の適正な処理を行います。

目 的

自宅等で医療を行う在宅医療の普及に伴い、在宅医療に伴って排出される廃棄物について適正な処理を行っていきます。

条例根拠

(なし)

事業計画

① 在宅医療廃棄物の排出時の分別徹底

広報及びパンフレットにより在宅医療廃棄物の処理が必要になった場合について周知していますが、今後も継続してPRに努めていきます。

② 医療機関との協議

様々な性状を持つ在宅医療廃棄物を適正に処理するためには、医療機関との連携が欠かせません。今後は在宅医療廃棄物の問題点や処理方法等については、今後市内の医療機関と協議を検討します。

事業名	平成30年度現況	平成35年度達成目標
在宅医療廃棄物の排出時の分別徹底	広報及びパンフレットによる周知	継 続
医療機関との協議	協議の検討	継 続

○災害時に発生するごみの適正処理への対応

地震、台風等の災害時においても、良好な衛生環境を維持するため適正な廃棄物処理体制の確保に努めます。

目 的

地震、台風等の災害が発生した際、市内の良好な衛生環境を維持するため、すみやかな廃棄物処理体制の確保を行う必要があります。このためには、日頃から災害発生時に起こりうるあらゆる事態を想定し、どのような事態が生じても適正に確保できるような廃棄物処理体制の整備を検討する必要があります。

条例等の根拠

災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月環境省策定）

事業計画

① 災害廃棄物の処理体制の整備

地震等により大量に発生する災害廃棄物については、2019 年（平成 31 年）3 月に岩倉市災害廃棄物処理計画を策定しました。今後は、同計画に定めた災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方針に基づき、実効性のある適正な処理を行うための体制整備に努めます。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
災害廃棄物の処理体制の整備	岩倉市災害廃棄物処理計画の策定	処理体制の整備

○不法投棄防止対策

不法投棄の防止に取り組み、地域の清潔が保持されるよう努めます。

目 的

不法投棄防止には、「ごみのごみを呼ばない」良好な地域環境を保持することが必要です。名神高速道路下、五条川下流部など人目につきにくく不法投棄がされやすい場所については、江南警察署をはじめ関係機関や地域と連携し、不法投棄防犯カメラの設置、不法投棄監視ウィークの実施、啓発・パトロールの実施、情報提供の呼びかけを行うなど不法投棄防止策を講じることが必要です。

また、不法投棄が生じた場合は、すみやかな撤去、収集、処理を行い、「ごみのごみを呼ぶ」状況を回避していかなければなりません。

条例根拠

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 6 条 清潔の保持

(岩倉市清潔で美しいまちづくり条例)

第 5 条 市民等の責務

事業計画

① 不法投棄の未然防止

不法投棄の未然防止には、良好な地域環境を保持することが必要です。このために江南警察署をはじめ関係機関や地域と連携し、不法投棄防犯カメラの設置、不法投棄監視ウィークの実施、啓発・パトロールの実施、情報提供の呼びかけを行うなど不法投棄防止策を講じていきます。

② 空き地の適正な管理についての指導

空き地については、土地所有者により適正な管理を行わなければなりません。適正な管理がされていない場合には不法投棄を招く可能性が高まります。従って空き地管理者への指導を徹底します。

③ クリーンチェックいわくらや不法投棄監視ウィークを活用した不法投棄ごみの回収

市内全域で実施されるクリーンチェックや不法投棄監視ウィークにおいて、地域環境美化のため、不法投棄ごみの回収を行います。

事業名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
不法投棄の未然防止	不法投棄防犯カメラの設置、 不法投棄監視ウィークの実施、啓発・パトロールの実施、 情報提供の依頼	継 続
空き地の適正な管理についての指導	不法投棄されている空き地の 土地所有者への指導	継 続
クリーンチェックいわくらや不法投棄監視ウィークを活用した不法投棄ごみの回収	クリーンチェックいわくら 回収量 6,220kg 不法投棄監視ウィーク 回収量 1,250kg	継 続

5 計画の推進

ごみの減量・資源化を進め、資源循環型社会をつくっていくためには、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいく必要があります。

(1) 市民の役割

排出者としての責任

- ① 一人ひとりがごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さないライフスタイルに見直します。
- ② ごみと資源の正しい分別方法を理解し、分別収集をはじめとしたごみの減量・資源化のための適正処理に向けた市の取組に協力します。

(2) 事業者の役割

排出者としての責任

- ① 自己処理責任の原則のもと、ごみの排出者としての自覚・責任を持ち、ごみの減量・資源化に向け主体的に取り組んでいきます。
- ② ごみの減量・資源化に向けた取組に協力します。

生産者としての責任

事業者は、自らが製造あるいは販売している商品やその容器等について、ごみの減量・資源化の観点から見直し、ごみになりにくい、あるいはリサイクルしやすい商品等を提供します。また、自らが生産あるいは販売した商品に対し責任を持ち、その商品が不要となった場合の回収ルートの確保やリサイクル技術、処理技術の確立に向けて努力していきます。

(3) 市の役割

ごみを減らし資源化を進めるための施策の展開

- ① ごみの減量・資源化のための体制づくりや仕組みづくりを行い、リサイクルルートの整備、さらには再生品の利用拡大等リサイクルシステム全体が円滑に機能するための施策を講じます。
- ② 事業者に対して適切な要請、指導を行っていくとともに、ごみ問題に対する市民の意識を啓発します。

ごみ処理システムの再構築

- ① ごみの減量・資源化を進め、省資源・省エネルギー・資源循環型社会をつくっていくために、減量化・資源化に主眼をおいたごみ処理システムの再構築を進めます。
- ② 環境に配慮し安全で効率的な収集運搬・適正処理・処分を実施します。

排出者としての責任

事業者としてごみを出さない事業展開を積極的に推進します。

(4) 計画の進行管理

毎年度、一般廃棄物の処理状況の実態を調査したうえで、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表します。公表結果は、岩倉市環境審議会及び岩倉市廃棄物減量等推進協議会に報告し、計画の目標達成に向け必要な措置を講ずるなど、計画の着実な推進に努めます。

また、上位計画である基本計画では、計画期間の中間である5年を目途に見直しの検討を行うこととされていますが、見直しがされた場合は、基本計画との整合を図ります。

○岩倉市環境審議会

目 的

環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。

条例根拠

(岩倉市環境基本条例)

第 5 章 環境審議会

第 21 条 設置

岩倉市環境審議会の構成

岩倉市環境審議会規則第2条（組織）

- (1) 知識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市民活動団体を代表する者

事業計画

岩倉市環境審議会

一般廃棄物処理計画のうち基本計画の策定及びその重要な変更について審議を行うことを通じてごみの減量化・資源化、適正処理を推進していきます。

事業名	平成30年度現況	平成35年度達成目標
岩倉市環境審議会	4回開催	継 続

○岩倉市廃棄物減量等推進協議会

目 的

一般廃棄物処理計画のうち推進計画及び実施計画の策定及びその重要な変更を行った場合に協議を行います。

条例根拠

(岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

第 7 条 一般廃棄物処理計画（第 4 項 岩倉市廃棄物減量等推進協議会の設置）

岩倉市廃棄物減量等推進協議会の構成

岩倉市廃棄物減量等推進協議会規則第 4 条（委員）

- （１）各種団体の代表者
- （２）地区役員の代表者
- （３）事業者の代表者
- （４）識見を有する者
- （５）前各号に定める者のほか、特に市長が必要と認める者

事業計画

岩倉市廃棄物減量等推進協議会

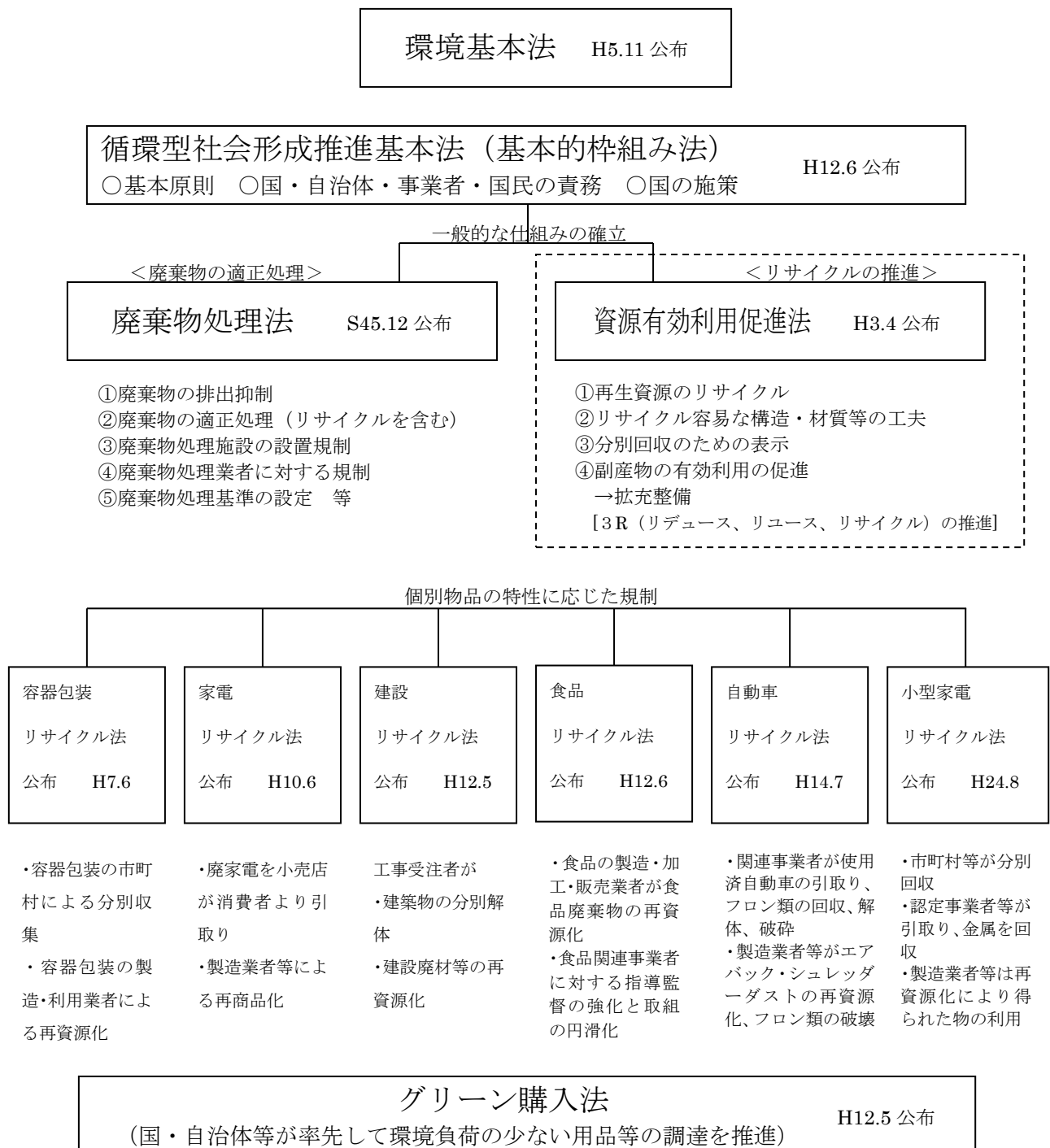
一般廃棄物処理計画のうち推進計画及び実施計画の策定等を通して、市民・事業者・市が必要な協議や調整を行い、三者協働でごみの減量化・資源化、適正処理が総合的・調整的に推進されるよう努めていきます。

事 業 名	平成 30 年度現況	平成 35 年度達成目標
岩倉市廃棄物減量等推進協議会	3 回開催	継 続

(参考)

循環型社会づくりに向けた関係法律

「循環型社会形成推進基本法」に合せて、関係法律も整備され、これらを一体的に運用することにより、循環型社会の形成に向けて実効ある取組が進められています。



「リサイクル社会の構築に向けて（平成31年2月 愛知県）」から一部を変更して転載

○ 岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
平成 6 年 6 月 29 日 条例 第 19 号

改正

平成 9 年 3 月 31 日 条例 第 8 号
平成 12 年 3 月 30 日 条例 第 16 号
平成 12 年 7 月 4 日 条例 第 29 号
平成 13 年 9 月 28 日 条例 第 21 号
平成 24 年 3 月 29 日 条例 第 4 号
平成 24 年 10 月 1 日 条例 第 30 号
平成 26 年 3 月 28 日 条例 第 23 号

岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

岩倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年岩倉市条例第 36 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、資源が有限なものであり、かつ、廃棄物が貴重な資源になり得ることから、資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、廃棄物の発生の抑制及び再利用を促進することによる廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となるもの又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、廃棄物の減量及び適正な処理に関して基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者に対して、廃棄物の減量及び適正な処理に関する意識の啓発及び情報の提供に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動の促進を図らなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、その事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、その減量に積極的に努めるとともに、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するなど、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。）は、その占有又は管理する土地又は建物を清潔に保つように努めるとともに、廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

(指導及び助言)

第6条の2 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による一般廃棄物処理計画に重要な変更を加えた場合は、その都度告示しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画のうち基本計画の策定及びその重要な変更については、岩倉市環境基本条例（平成24年岩倉市条例第4号）第21条に規定する岩倉市環境審議会の審議を受けなければならない。

4 市長は、岩倉市廃棄物減量等推進協議会を設置し、一般廃棄物処理計画のうち推進計画及び実施計画の策定及びその重要な変更について協議を受けなければならない。

(市が行う処理業務)

第8条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、処分（再生することを含む。以下同じ。）しなければならない。

2 市は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、一般廃棄物処理計画に従って、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

(市による廃棄物の減量)

第9条 市は、家庭廃棄物を分別により収集するなどの施策を実施することにより、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

2 市長は、法第6条の2第5項の規定により、事業系一般廃棄物を多量に生ずる事業者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成等を指示することができる。

3 前項に規定する多量の事業系一般廃棄物の範囲は、別表第1のとおりとする。

(事業者による廃棄物の減量)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等（以下「物の製造等」という。）に際して、長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理及び回収の体制を確保するなど、廃棄物の減量に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品の利用に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造等に際して、再利用の容易な製品、容器等の開発及び普及に努めるとともに再利用の方法についての情報を提供するなど、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

4 事業者は、物の製造等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、再使用が可能な包装、容器等の普及及び使用後の包装、容器等の回収策を講ずるなど、再利用の促進に努めなければならない。

(市民による廃棄物の減量)

第11条 市民は、再利用が可能な物の分別等を行うとともに集団回収等による再利用の促進のための自主的な活動に参加及び協力し、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

(家庭廃棄物の排出等)

第12条 市民は、一般廃棄物処理計画に従って種別ごとにそれぞれの容器に収納し、所定の場所に排出するなど、市長の指示に協力しなければならない。ただし、一般廃棄物のうち市長が規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）で自ら運搬し、処分することができないものについては、当該粗大ごみにその粗大ごみを処理する手数料を納付したことを示す納付券をはり付ける等市長が定める方法に従って、排出しなければならない。

2 市長は、前項の指示に協力しない者がある場合、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該支障の原因となる行為をしたと認められるものに対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

(収集又は運搬の禁止等)

第12条の2 市長及び規則で定めるもの以外の者は、一般廃棄物処理計画に定める分別収集集積場に排出された廃棄物のうち、資源として利用することができるものとして規則で定めるもの（以下「資源物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長及び規則で定めるもの以外の者が前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(事業者による困難物の処理)

第13条 事業者は、物の製造等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発及び普及に努めなければならない。

2 事業者は、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供するなど、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第14条 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に市におけるその適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定された適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その適正処理困難物を自ら回収するなど、適切な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(排出禁止物)

第 15 条 市民及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性のあるもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 引火性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか市が行う廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 1 条の廃棄物をいう。）を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理）

第 16 条 事業用建築物の所有者（所有者がその権限を委任した者を含む。以下同じ。）は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理を図らなければならない。

（廃棄物管理責任者）

第 17 条 事業用建築物のうち規則で定める大規模なもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

（減量計画書）

第 18 条 事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

（共同住宅における廃棄物の集積場所の設置）

第 19 条 共同住宅を建設しようとする者（以下「共同住宅建設者」という。）は、当該共同住宅又はその敷地内等に、規則で定める基準に従い、家庭廃棄物の集積場所を設置しなければならない。この場合において、共同住宅建設者は、当該集積場所について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（一般廃棄物処理手数料）

第 20 条 市は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、市民又は事業者から一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を徴収する。ただし、家庭廃棄物（第 2 項に掲げるものを除く。）は、徴収しない。

2 前項の手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 犬又は猫の死体 1 件につき 1,500 円
- (2) 粗大ごみ 1 個につき 1,000 円
- (3) し尿 18 リットルにつき 160 円

3 前項第 2 号の粗大ごみに係る徴収は市の発行する粗大ごみ処理手数料納付券により、同項第 3 号のし尿に係る徴収は市の発行するし尿汲取券による。

4 前各項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（手数料の減免）

第 21 条 災害その他特別の事情があると市長が認めたときは、第 20 条の手数料を減免することができる。

（一般廃棄物処理業等の許可等）

第22条 法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業の許可（同条第2項及び第7項の規定により更新する場合を含む。）又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（浄化槽清掃業は除く。）がその事業の範囲を変更しようとするときは、法第7条の2第1項の規定により、市長の変更許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定により許可をするときは、許可証を交付するものとする。

4 一般廃棄物処理業の許可証の更新を受けようとする者は、許可期間満了前1月以内に更新の申請をしなければならない。

（許可申請手数料等）

第23条 許可業者として許可、変更若しくは更新又は許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第2に定める許可申請手数料等を納入しなければならない。

（事業の廃止等の届出）

第24条 第22条の許可を受けた者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所等を変更したときは、市長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第25条 市長は、法第18条の規定により、事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査等）

第26条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿、書類その他の物件の検査並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する指導等の職務（以下「立入検査等」という。）を担当させることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（規則への委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第28条 第12条の2第2項の規定による命令を受けた者が同条第1項の規定に違反したときは、20万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた改正前の岩倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、改正後の岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 9 年条例第 8 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 16 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 29 号）

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 21 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 1 日条例第 30 号）

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 2 項の改正規定及び第 22 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 23 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

種類	区分	範囲
一般廃棄物 （し尿及び犬又はねこの死体を 除く。）	1 日の平均排出量	20キログラム以上
	1 回の排出量	50キログラム以上又は 1 立方メートル 以上

別表第 2（第 23 条関係）

種類	算定基礎	金額
一般廃棄物処理業許可申請手数料	1 件につき	5,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	1 件につき	5,000円
一般廃棄物処理業許可更新手数料	1 件につき	1,000円
一般廃棄物処理業変更許可申請手数料	1 件につき	1,000円
再交付手数料	1 件につき	1,000円

○岩倉市清潔で美しいまちづくり条例

平成13年12月21日条例第25号

岩倉市清潔で美しいまちづくり条例

(趣旨)

第1条 この条例は、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に居住し、勤務し、滞在し、若しくは市内を通過する者、又は市内に土地を所有する者をいう。

(2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

(3) 空き缶等ごみ 空き缶、空き瓶、プラスチック等の飲食料容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くずその他これらに類するごみをいう。

(4) 回収容器 空き缶、空き瓶、プラスチック等の飲食料容器を回収する容器をいう。

(5) 雑草の繁茂 所有し、占有し、又は管理する土地に雑草等が生い茂っている状態をいう。

(6) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。

(7) ふん害 飼い犬等のふんにより、道路、公園その他公共の場所等を汚すことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、環境美化に対する意識の啓発等を図り、良好な生活環境の確保に必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を推進するため必要があるときは、国、県その他関係機関等と連携するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行う場所及びその周辺の環境美化に努めるとともに、事業活動によつて生じる空き缶等ごみの散乱防止に努めなければならない。

2 事業者は、大気及び土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、臭気の防止等生活環境の保持に必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、清潔で美しいまちづくりの推進を図るため、互いに協力し、環境美化に努めなければならない。

2 市民等は、道路、公園その他公共の場所等に空き缶等ごみを捨ててはならない。

3 市民等は、雑草の繁茂を防止し、適正な管理に努めなければならない。

4 市民等は、飼い犬等の良好な飼養管理に努め、ふん害を防

止するため、ふんを処理するための用具を携行し、ふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

（屋外燃焼行為の制限）

第6条 何人も、ゴム、皮革、プラスチック類その他の燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生する物質であつて規則で定めるものを燃焼させてはならない。

（市の施策への協力）

第7条 事業者及び市民等は、市が実施する施策に協力するものとする。

（指導及び助言）

第8条 市長は、事業者及び市民等に対し、空き缶等ごみの散乱、大気及び土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、臭気の防止、雑草の繁茂及びふん害を防止するため、必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告）

第9条 市長は、第4条第3項、第5条第2項、第3項若しくは第4項又は第6条の規定に違反し、指導及び助言に従わない者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（命令）

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく従わないときは、期限を定めその勧告に従うよう命令することができる。

（公表）

第11条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく従わないときは、その旨を公表することができる。

（規則への委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

第5次岩倉市一般廃棄物処理計画—ごみ処理計画—

＜推進計画＞

2019年（平成31年）3月

発 行：岩倉市

問合先：岩倉市市民部環境保全課廃棄物グループ

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

TEL 0587-66-1111（代表）内線592

0587-38-5808（ダイヤルイン）

FAX 0587-66-6100

岩倉市清掃事務所

〒482-8686 愛知県岩倉市石仏町稲葉1番地

TEL 0587-66-5912

FAX 0587-66-5942

岩倉市ホームページアドレス：<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>